

## 多重債務相談の受付状況（令和6年度）

令和7年6月30日

### 【概要】

- 令和6年度の相談件数は847件と、前年度（664件）と比べて183件、27.6%の増加。
- 「借入れのきっかけ」では、前年度同様「低収入・収入の減少等」が最も多く260件、次いで「商品・サービスの購入」が184件、「ギャンブル・遊興費」が98件、「事業資金の補填」が97件となっている。
- 「相談のきっかけ」においては、多重債務相談窓口を案内する「チラシ・リーフレット等配布物」が最も多く221件。次いで、「インターネット」が217件、地方公共団体や消費生活センター等の「他の相談窓口からの紹介」が216件となっている。
- 相談を受け付けた847件の紹介先として、「弁護士会」352件、「法テラス」285件などの法律の専門機関を紹介している。また、「精神保健福祉センター・保健所」63件、「日本クレジットカウンセリング協会」48件、「生活困窮者自立支援相談窓口」41件等、相談内容に応じて紹介している。

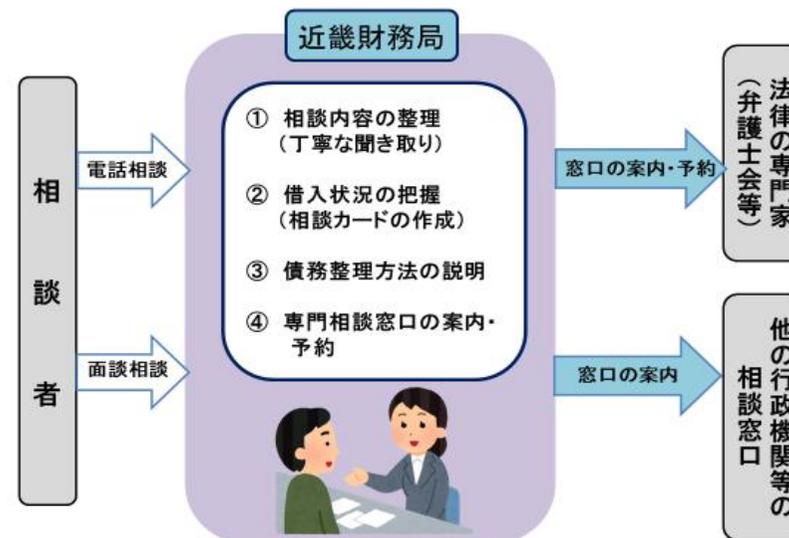
※1人の相談者に対し、複数の窓口を紹介している場合がある。

### ■相談件数の推移について■



### ■近畿財務局多重債務者向け相談窓口について■

近畿財務局では、多重債務者向け相談窓口を設置しております。相談窓口では、貸金業者等からの借入れでお悩みの方々からの相談に応じ、相談者の抱える借金の状況等をお伺いし、ご相談者の必要に応じて弁護士会等の専門機関をご紹介します。ご相談は、専門の相談員が、電話または面談でお受けします。



**多重債務者向け相談窓口（無料）**

☎ 06-6949-6523

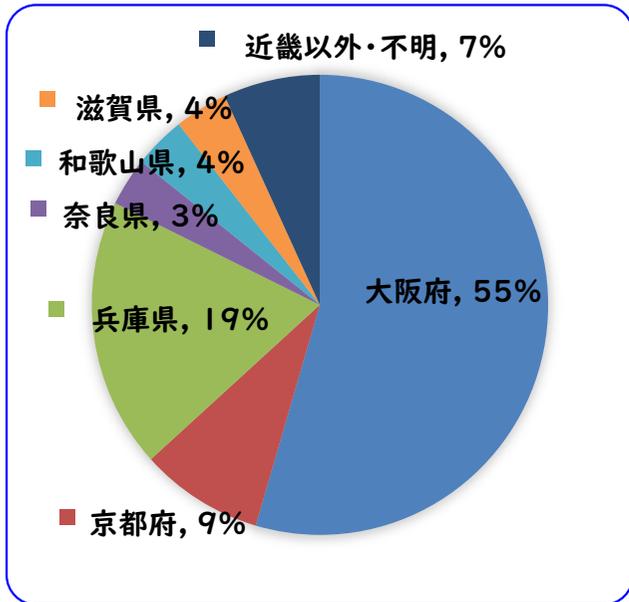
受付：平日 9時から12時、13時から17時



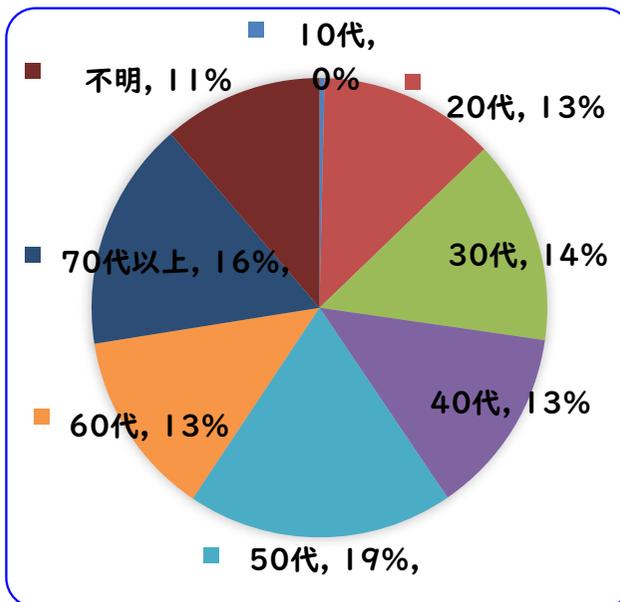
借金問題は必ず解決できます。

ひとりで悩まずに、ぜひご相談ください！

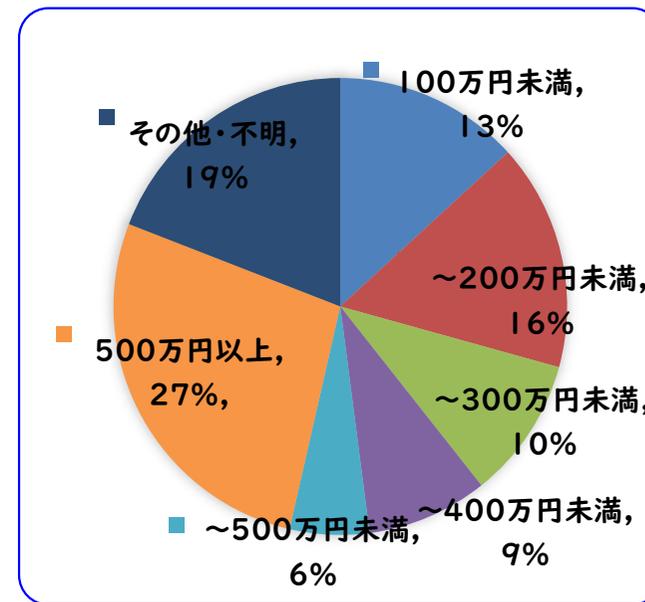
■ 相談者府県別 ■



■ 年齢 ■

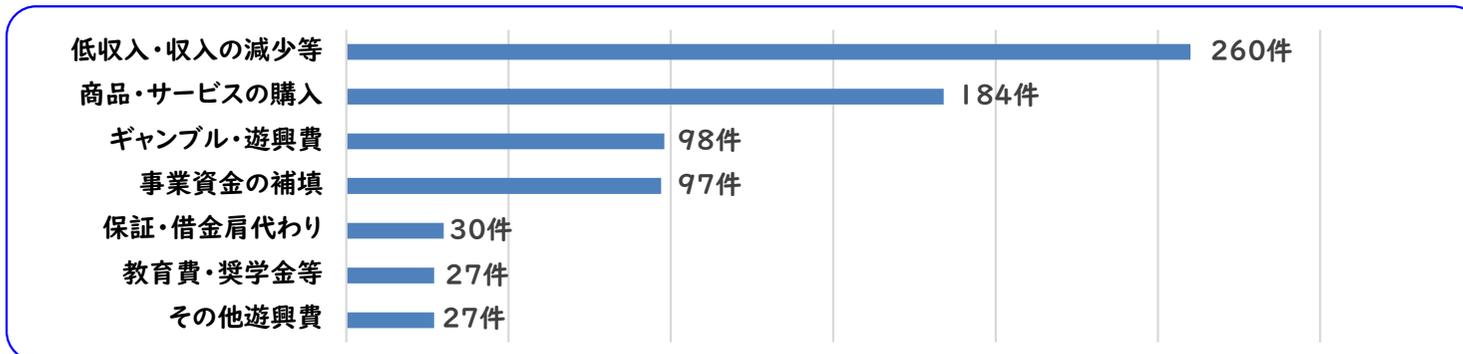


■ 借入残高 ■

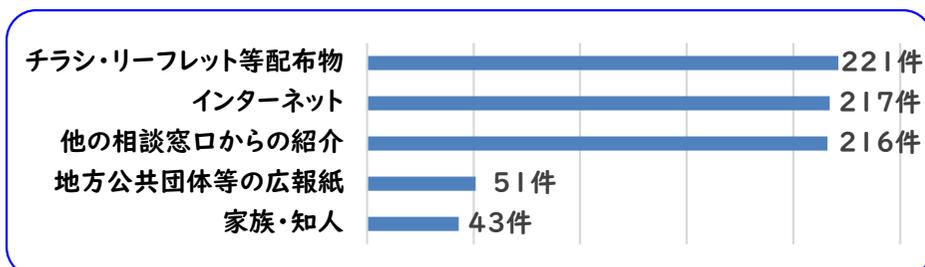


(注) 四捨五入して表記したため、合計が100%にならないことがあります。

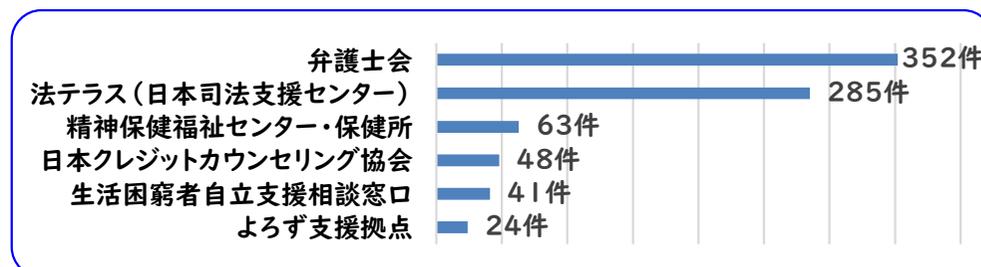
■ 借入のきっかけ ■ (複数回答有 上位7位まで掲載)



■ 相談のきっかけ ■ (複数回答有 上位5位まで掲載)



■ 弁護士会等への紹介件数 ■ (複数紹介有 主な紹介先を掲載)



# 【債務整理の4つの方法について】

共通事項 ●所要期間、所要費用は個別案件によって異なります。  
●事故情報に登録される恐れがあります。

## ① 任意整理 ※法律の専門家に依頼することが望ましい。

～裁判所を使わず、当事者間の話し合いで返済方法を和解～

- ◆ 適している場合：借金の総額が比較的少ない
- ◆ 所要期間：2～4か月
- ◆ 費用の目安：1社2万5千円程度

(主なメリット)

- ・ 当事者間の話し合いによるため、柔軟な返済計画を組むことが可能。
- ・ 引き直し計算により、借金の額の減額が可能。

(主なデメリット)

- ・ 当事者間の任意の話し合いのため、話し合いに応じない貸金者等に対する強制力がない。

## ③ 個人版民事再生

※手続が複雑なことから、法律の専門家への依頼は必須。

～裁判所が認可した再生計画に基づき債務を返済～

- ◆ 適している場合：  
借金をしている先や額が多く、複雑な場合  
相談者が給与等定期的な収入を得ている場合  
住宅ローンがあり、住宅を手放したくない場合
- ◆ 所要期間：1年程度
- ◆ 費用の目安：30～60万円程度

(主なメリット)

- ・ 話し合いによる解決が難しい場合でも債務整理可能。
- ・ 住宅ローンがある場合、住宅を失わずに借金を整理できる。
- ・ 給与の差押え等を止められる。

(主なデメリット)

- ・ 利用できる者に制限がある。
- ・ 手続が相対的に複雑なため、費用と時間がかかる。
- ・ 官報に氏名、住所が記載される。

## ② 特定調停

～裁判所が債権者と債務者の間に立って利害関係を調整～

- ◆ 適している場合：借金をしている先が少ない
- ◆ 所要期間：1～2か月
- ◆ 費用の目安：数千円程度

(主なメリット)

- ・ 裁判所に選任された調停委員が仲介するので、公平な結論が期待できる。
- ・ 法律専門家に依頼することは必須ではないので、費用が安い。
- ・ 返済計画に強制力があり、給与の差押え等も止められる。

(主なデメリット)

- ・ 借金をしている貸金業者等の合意を得る必要がある。
- ・ 返済計画に強制力があるため、返済が滞ると給与等を差押えられる。

## ④ 自己破産

～裁判所を通じて債務の支払いを免責してもらう～

- ◆ 適している場合：返済の見込みがない場合
- ◆ 所要期間：2か月～半年程度
- ◆ 費用の目安：30～60万円程度

(主なメリット)

- ・ 免責が許可されれば、早期に借金から解放される。
- ・ 給与の差押え等を止められる。

(主なデメリット)

- ・ 最低限の生活資材を除き、住宅等の財産を失う。
- ・ 破産原因によっては免責されない場合がある。
- ・ 官報に氏名、住所が記載される。
- ・ 免責が許可されるまで一定の職業に付けない等の制約がある。

## 【相談事例 1】

### 息子がヤミ金からお金を借りたことを心配した母からの相談 (50代・女性 (相談対象者:20代・息子))

息子は、大学卒業後に就職して一人暮らしをしている。突然、家賃を3か月滞納しているとの連絡があったため、事情を尋ねたところ、人事異動のストレスからパチンコをするようになり、消費者金融10社合計250万円のほか、複数のヤミ金から借金していることがわかった。ヤミ金の督促に耐え兼ねた息子は、インターネットで探した司法書士へ委任したものの、職場での様子がいつもと違うことで上司に借金のことを知られ、勤務先顧問弁護士にも相談したようである。顧問弁護士は、委任した司法書士がヤミ金だけの対応にとどまり(注)、費用も高額な上に息子の生活再建を考えていないことなどを指摘し、その司法書士を解任して別の弁護士へ委任することを提案してきた。息子の借金についてどのように解決したらよいか。

#### (相談員)

多重債務相談の場合、ご本人の意向を把握するためにもご本人からご相談していただくようお願いした。お聞きする限りでは、ご息子は、①ヤミ金対応だけでなく、借金を債務整理して生活再建を行う方が良い、②勤務先顧問弁護士が提案しているように、弁護士会を通じて相談されてはどうか、③ヤミ金は早急に警察署へ相談していただきたい、④一般的に家賃3か月以上滞納で退去を迫られるため、一旦ご実家へ戻られることを検討されてはどうか、⑤ギャンブル等依存症(※)について、精神保健福祉センターに相談されてはどうか、等のアドバイスを行った。

ヤミ金については、その行為が極めて悪質であるなど、個々の事情によっては、貸付け自体が公序良俗に反することとなり、元本自体も民法上の不法原因給付に該当すると判断され、ヤミ金に返す必要がない場合もあります。ヤミ金と関わらないことはもちろんですが、借りてしまったら、早急に警察署、弁護士に相談しましょう。

(注) 司法書士会の「債務整理事件の処理に関する指針」において、司法書士等は、債務整理事件の処理にあたり、依頼者の生活再建を目指すことを常に念頭に置かなければならないと定めています。



## 【相談事例 2】

### 副業詐欺に遭ってしまった(20代・男性)

手取りの給料が少なかったためダブルワークをしようとSNSでバイト先を探していた。「ホワイト案件」「簡単な仕事」「日払い」と広告が出ていたため、申込みを行った。仕事内容はInstagramに「いいね」をつける作業であった。数日後、「大きく稼ぎたいなら」とFXの自動売買ソフトを購入するよう提案され、興味を持ったため消費者金融4社から50万円ずつ合計200万円を借り入れて支払った。しかし、その後、連絡が取れなくなってしまった。自分は詐欺に遭ってしまったのか。騙されて借金をした場合、返済しなくてもよいのではないのか。

#### (相談員)

SNSを通じて「副業詐欺」や「ロマンス詐欺」など、特殊詐欺に巻き込まれるケースが急増している。特殊詐欺に巻き込まれた場合、資金の回収は難しいと思われるが、金銭消費貸借契約をご自身で行った以上、返済義務はあると思われる。返済が難しい場合は、債務整理をすることとなる。

詐欺の疑いがある場合は、早急に管轄の警察署に相談するようお願いいたします。併せて、債務整理をする場合は、弁護士へつなぎます。

※「ギャンブル等依存症」とは、ギャンブル等にのめり込んでコントロールができなくなる精神疾患の一つです。これにより、日常生活や社会生活に支障が生じることがあります。例えば、ギャンブル等を原因とする多重債務や貧困といった経済問題に加えて健康問題や社会的問題を生じることがあります。ギャンブル等依存症は、適切な治療と支援により回復が十分に可能です。しかし、本人自身が「自分は病気ではない」などとして現状を正しく認知できない場合もあり、放置しておく症状が悪化するばかりか、借金の問題なども深刻になっていくことが懸念されます。

### 【相談事例 3】

#### 店をたたみ、借金を整理したい(70代・男性)

長年、個人事業主として、自宅にてカラオケ喫茶を営んでいる。しかし、コロナの影響や客の高齢化で売上げは年々減り、事業資金の返済が苦しい。自営業で年金も少ないため、かなり子供にも立て替えてもらったが、もうこれ以上は無理だと言われてしまった。現在、コロナの特別貸付けを含め、銀行、カード会社から約500万円の借金がある。妻も体調が良くないことから、店をたたみ、借金を整理したいと思っている。

お客は皆、「お店をやめても、時々、みんなでここに集まりたい。」と言うので、自宅は処分したくない。今まで子供に立て替えてもらった数百万円は返したい。



#### (相談員)

相談者が高齢であること、自宅を処分しなければ返済は難しいと思われること、子供たちが多額の立替えをしていることを考えると、本件には、相談者夫婦の介護の問題や相続など、これから直面する問題が隠れており、家族で問題解決にあたるべきと思われる。その旨を子供にも説明し、当局での面談や専門機関への相談の同席をお願いした。

相談者へ、**弁護士会**の多重債務相談を案内するとともに、廃業も考えていることから、経営相談の窓口である**中小企業活性化協議会(※)**を案内した。

また、妻の体調が良くないことから、介護サービスが必要になることも考えられるため、**地域包括支援センター**へ相談するよう助言した。

事業者の公的相談機関としては、中小企業庁の中小企業電話相談ナビダイヤル、中小企業基盤整備機構の**よろず支援拠点**、日本弁護士連合会のひまわりほっとダイヤルなども案内しています。

※「**中小企業活性化協議会**」は、収益力改善、事業再生、再チャレンジまで幅広く経営課題に対応する、国が設置する公正中立な機関であり、すべての都道府県に設置されています。

### 【相談事例 4】

#### 勤務先が倒産後、再就職するまでの期間に、生活費や家賃等の支払いに困り借入した(50代・男性)



長年勤務していた事業所が倒産したため、勤務先を辞めざるを得なくなった。次の再就職先は、年齢的な問題もあり、なかなか決まらなかった。貯金が底をつき、再就職するまでの生活費や家賃等の支払いに困り、金融機関から借り入れて生活費等に充当した。(借入4社合計200万円)ようやく採用された事業所だったが、仕事の内容や新しい環境に馴染めず、頑張る気持ちはあったが心が折れてしまい、結局自己都合の理由で勤務先を退職した。

現在、求職活動中だが、今後すぐに新しい仕事が見つかるかどうか分からない。両親とは疎遠であるため、実家の援助に頼ることは難しい。

**生活困窮者自立支援相談窓口**に相談したところ、生活保護受給の申請を勧められ、当局相談窓口へも相談するよとの助言があった。

#### (相談員)

生活保護費は、最低限度の生活を保障する生活保護制度の趣旨から、借金返済に充てることは適切でない。また、相談者本人名義の財産はなく、今後生活保護受給の申請を予定していることから、**自己破産**を中心に債務整理について説明した。相談先として**法テラス(※)**があることを伝えた。

法テラスの**民事法律扶助制度**及び立替費用猶予・免除等について説明し、面談予約を取るよう助言した。

※「**法テラス(日本司法支援センター)**」は、法的なトラブルの解決に必要な情報やサービスの提供を受けられるように、国によって設立された法的トラブル解決のための「総合案内所」です。経済的に余裕のない方への無料法律相談と弁護士費用等を立て替える「**民事法律扶助**」という制度があります。生活保護を受給している場合など、立替費用の返済の猶予・免除を受けられる場合があります。詳しくは法テラスへお問い合わせください。